

工事（業務）実績調書

申請者: _____

1 日常的維持修繕業務

番号	発注機関名	契約期間	業務名・業務概要	契約金額
1		～	【業務名】	
			【業務概要(規模・内容や技術的特徴について)】	
2		～	【業務名】	
			【業務概要(規模・内容や技術的特徴について)】	
3		～	【業務名】	
			【業務概要(規模・内容や技術的特徴について)】	

2 計画的調査設計業務のうち調査業務

番号	発注機関名	契約期間	業務名・業務概要	契約金額
1		～	【業務名】	
			【業務概要(規模・内容や技術的特徴について)】	
2		～	【業務名】	
			【業務概要(規模・内容や技術的特徴について)】	
3		～	【業務名】	
			【業務概要(規模・内容や技術的特徴について)】	

3 計画的調査設計業務のうち設計業務

番号	発注機関名	契約期間	業務名・業務概要	契約金額
1		～	【業務名】	
			【業務概要(規模・内容や技術的特徴について)】	
2		～	【業務名】	
			【業務概要(規模・内容や技術的特徴について)】	
3		～	【業務名】	
			【業務概要(規模・内容や技術的特徴について)】	

(注意事項)

- 1 工事（業務）実績は、元請け若しくは共同企業体の代表者又は構成員として履行した業務に限る。
- 2 代表的な実績の内容を記述すること。この場合、100万円以下の随意契約を除くこと。
- 3 契約の相手方及び契約金額がわかる契約書の写しを添付すること。なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で併せて補完すること。添付されていない場合は、当該実績を有しているとは認めない。
- 4 発注機関名は具体的に記入すること（例：〇〇県〇〇市）。なお、国等の出先機関の場合はその出先機関等の名称等を記入のこと。
- 5 業務分類は、「TV カメラ調査」「洗浄・清掃」「計画策定」「詳細設計」等を記述すること。
- 6 業務分類の定義は、以下のとおりとする。
 - (1) TV カメラ調査とは、下水道管路施設内部にテレビカメラを挿入し、管内の損傷、変形、腐食、堆積物の状況等を映像により把握し、異常の有無及び劣化状況を確認する業務をいう。
 - (2) 洗浄・清掃とは、下水道管路施設内に堆積した土砂等を除去し、閉塞を防ぐことを目的とする業務をいう。
 - (3) 計画策定とは、下水道管路施設の健全度、劣化状況、リスク評価及び将来需要等を踏まえ、維持管理及び改築更新に係る中長期的な実施方針並びに優先順位を設定する業務をいう。
 - (4) 詳細設計とは、計画策定に基づき、更新工事等の実施に必要な具体的な構造、工法、施工手順、数量及び図面・仕様書等を詳細に検討・作成する業務をいう。
- 7 日常的維持修繕業務については、過去10年間（平成28年4月1日以降。以下同じ。）において、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等をいい、以下「地方公共団体等」という。）が発注した下水道法（昭和33年法律第79号）に規定する下水道管路施設のTVカメラ調査業務及び洗浄・清掃業務を元請として履行した実績（令和8年3月31日までに完了した業務に限る。以下同じ。）があること。
- 8 計画的調査設計業務のうち調査業務については、過去10年間（平成28年4月1日以降。以下同じ。）において、地方公共団体等が発注した下水道法（昭和33年法律第79号）に規定する下水道管路施設のTVカメラ調査業務及び洗浄・清掃業務を元請として履行した実績（令和8年3月31日までに完了した業務に限る。以下同じ。）があること。
- 9 計画的調査設計業務のうち設計業務については、過去10年間において、地方公共団体等が発注した下水道法（昭和33年法律第79号）に規定する下水道管渠施設における長寿命化計画策定又はストックマネジメント計画策定業務並びに下水道管渠施設における改築（布設替え及び管更生）の詳細設計業務を元請として履行した実績があること。
- 10 記載欄が不足する場合には、適宜追加すること。複数ページにわたっても差し支えない。